足寄町公表第12号

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2第3項の規定に基づき、足寄町における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

令和元年9月30日

足寄町長 渡 辺 俊 一

足寄町人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況 (平成30年度 平成30年4月1日~平成31年3月31日)

(単位:人)

				_				
区分	大学卒	うち 試験採用	短大卒	うち 試験採用	高校卒	うち 試験採用	計	うち 試験採用
一般行政職	2	2	2	2	3	3	7	7
医師職	1						1	0
医療技術職	1	1					1	1
看護職			1	1			1	1
福祉職			20	20			20	20
計	4	3	23	23	3	3	30	29

(2) 職員の退職の状況 (平成30年度 平成30年4月1日~平成31年3月31日)

(単位:人)

区分	定年	勧奨	自己都合	分限免職	懲戒免職	死亡	その他	計
一般行政職	2	2	4			1		9
医師職							1	1
医療技術職			1					1
看護職	1	1	2					4
福祉職	1							1
計	4	3	7	0	0	1	1	16

(3) 職員数の増減の状況及び当該増減の主な原因 (平成30年度、31年度 各年度4月1日現在)

	区分	職	数	対前年	
部	門	平成30年	平成31年	増減数	主な増減理由
	議会	2	2	0	
	総務	43	42	Δ1	昨年度数値の誤り(Δ1)
	税務	8	9	1	他機関出向による課付(1)
普	労働	1	1	0	
	一農林水産	17	16	Δ1	退職不補充(Δ1)
通	│般 │商工 │行 │ _{十 ★}	1	2	1	業務内容の充実(1)
	┃ 11	16	15	Δ1	他機関出向による欠員(Δ1)
会	部民生門	45	42	Δ 3	事務の統廃合縮小(Δ1)、他機関出向による課 付の解消(Δ1)、退職不補充(Δ1)
	衛生	7	7	0	
計					
部	計	140	136	△ 4	
	 教育部門	21	20	Δ 1	退職不補充(△1)
門	消防部門				
	小 計	161	156	△ 5	
	病院	53	52	Δ1	退職不補充(Δ1)
公 営	水道	4	4	0	
企会	下水道	3	3	0	
業計 等部	その他	29	33	4	業務内容の充実(1)、昨年度数値の誤り(2)、育 児休業中職員の代替補充(1)
門	小 計	89	92	3	
	<u> </u>	250	248	Δ 2	
	合 計	[292]	[292]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 - 2 []内は、条例定数の合計である。
 - 3 30年度及び31年度の合計の人数のうち5人は定数外臨時職員である。

(4) 職級別の職員数(一般行政職)

区	分	標準的な職務内容	平成31年4	月1日現在	平成30年4	月1日現在
	ח	保学的な戦伤内台	職員数	構成比	職員数	構成比
1	級	主事、技師、主事補	23	18. 3	21	16. 5
2	級	主事、技師	14	11. 1	16	12. 6
3	級	主任	16	12. 7	15	11.8
4	級	主査	31	24. 6	29	22. 8
5	級	室長、室次長、次長、主幹	31	24. 6	33	26. 0
6	級	課長、会計管理者、局長、参事	11	8. 7	13	10. 3

- (注) 1 足寄町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (平成30年度)

_							
Γ	区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人 件 費	人件費率	(参考)
		(30年1月1日)	Α		В	B/A	29年度の人件費率
Γ	30年度	人	千円	千円	千円	%	%
	30年度	7, 061	9, 978, 076	90, 766	1, 345, 836	13. 5	12. 5

(2) 職員給与費の状況(平成30年度)

区分	職員数	給	<u>!</u>	j	費	一人当たり給与費
	Α	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
30年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	161	565, 411	142, 016	224, 949	932, 376	5, 791

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。

(3)職員の平均給料月額、平均年齢、初任給の状況(平成31年4月1日現在)

	区分		平均給料月額	平均年齢	初任給
		大学卒	337,600 円	45.0 歳	180, 700 円
	一般行政職	短大卒	274,000 円	38.2 歳	161,300 円
		高校卒	282,600 円	37.5 歳	148,600 円
		合計	313, 400 円	41.9 歳	-

[※]技能労務職は対象人数が少ないため、個人情報保護の観点から非公表とする。

(4)職員の学歴別及び経験年数別の職員の平均給料月額の状況

(4) 戦員の	ノナルが	又ひ在駅平数別の	戦長の下均 柏谷万	領の水ル						
区分			経験年数							
		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7 年以上 1 0 年未満			
	大学卒	294, 500 円	-	192, 400 円	198, 400 円	221,700 円	233, 700 円			
一般行政職	短大卒	161,300 円	165,700 円	-	195, 400 円	190,800 円	222,600 円			
一放打」以報	高校卒	148,600 円	151,900 円	157, 400 円	164, 300 円	180, 200 円	252, 300 円			
•	合計	224, 700 円	158,800 円	171,400 円	173,600 円	192, 700 円	236, 300 円			

区分		経験年数								
		1 0 年以上 1 5 年未満	1 5 年以上 2 0 年未満	2 0 年以上 2 5 年未満	2 5 年以上 3 0 年未満	3 0 年以上 3 5 年未満	35年以上			
	大学卒	269,600 円	320,800 円	363,400 円	386, 100 円	397, 400 円	399, 500 円			
向几 么二 工人 取处	短大卒	235, 500 円	-	-	360, 700 円	390, 900 円	393, 500 円			
一般行政職	高校卒	_	282, 400 円	333, 100 円	342,600 円	388, 200 円	403,000 円			
	合計	261,000 円	306,800 円	354, 900 円	374, 800 円	395, 300 円	400, 300 円			

[※]技能労務職は対象人数が少ないため、個人情報保護の観点から非公表とする。

(5)職員手当の状況

①期末手当・勤勉手当

(M)/(1) = 30/E1-	_						
足 寄	町				玉		
1人当たり平均支給額	類(30年)	变)					
1, 568	円			_			
(30年度支給割合)		(30年月	医支給	割合)			
期末手当	勤勉手	当	期末手当 勤勉手当				当
2.60 月分	1.85	月分	2. 60	月分		1.85	月分
(1.45) 月分	(0.90)	月分	(1.45)	月分		(0.90)	月分
(加算措置の状況)			(加算技	昔置の	(状況)		
職制上の段階、職務の級等	による加算	措置	職制上の	没階、耳	職務の級等	手による加算	算措置
·役職加算 5~15%		• 役職加	算	5 ~ 2	0 %		
			• 管理職	加算	10~	25%	

(注) ()内は再任用職員に係る支給割合である。

②退職手当(平成31年4月1日現在)

<u> </u>	5/24%) = (1/% · 1/) · 1/3 · 1/									
足	寄	町		国						
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年					
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分					
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分					
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分					
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分					
その他の加算措置	定年前早期记	退職特例措置	その他の加算措置	定年前早期	退職特例措置					
	(2~309	%加算)		(2~45	%加算)					
退職時特別昇給 勧奨	(50歳・20年以	上) 8~12号給								
1人当たり平均支給額	2,873 千円	19,804 千円								

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

③地域手当

支給乳	支給実績(30年度決算)				
支給職員1人当た	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)				
支給対象地域	支給率	支給対象職員	員数	国の制度	(支給率)
(該当なし)	%		人		%

④特殊勤務手当

<u> </u>						
支給実績(30年度決算)					27, 172	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)				-	715, 053	円
職員全体に占める手当支持	給職員の割合(30年度)				15. 2	%
手当の種類 (手当数)				6		
手当の名称	主な支給対象職員		主な支給対象業務	左記職員に	対する支	給単価
医学研究研修手当	足寄町国保病院に勤務する医師	医学	研究研修	給料月額の2	5%	
放射線作業手当	レントゲン取扱技術者	レン	トゲン取扱業務	月額 5,000	円	
夜間看護手当	助産師、看護師又は准看護師	深夜	(22時~5時) 看護業務	勤務1回 7,	140円	
伝染病防疫救冶作業手当	従事職員		教護、感染物件の処理又は病)検索試験検査	1日につき	500円	
救急呼出待機手当	特別養護老人ホーム及び足寄町国保 病院に勤務する医師以外の職員	救急 [©] 待機	呼出に備えて勤務時間外に	1回につき	1,500~	2500円
変死人等取扱作業手当	従事職員	変死人	等の収容若しくは死体処理業務	1日につき	3,000円	

⑤時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	77,700 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	375 千円
支給実績(29年度決算)	76,018 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	551 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の 4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない 職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

⑥その他の手当

⑥その他の手当					
手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 ・満16歳の年度始めから満 22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算	同じ		24,649 千円	230, 364 円
住居手当	【借家・借間】 家賃月額 17,000円までは4,000円を控除した額、17,000円を超える場合は超えた額の2分の 1(12,500円を限度。)を 13,000円に加算した額 【持家】 月額 16,000円 (町内に所在するものに限る)	異なる	(国の制度) 〔借家〕 11,000円~ 27,000円	34, 459 千円	223, 761 円
通勤手当	[交通機関利用者] 1カ月の運賃55,000円以下実 費支給 [交通用具利用者] 片道2km以上 2,000円~ 31,600円	同じ		3,004 千円	120, 155 円
管理職手当	院長 17% 課長等職 12% 室長等職 10%	異なる	(国の制度) 課長職・課長補佐 職ともに定額	34,870 千円	611, 763 円
夜間勤務手当	勤務1時間あたり給与額の 100分の25	同じ		3,812 千円	115, 523 円
宿日直手当	医師勤務1回につき 20,000円~60,000円	異なる	(国の制度) 20,000円	2,741 千円	548, 100 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給割合に応じた額 ・17% (週休日等) 10,000円 (週休日等以外の0~5時) 5,000円 ・12% (週休日等) 8,000円 ・週休日等以外の0~5時) 4,000円 ・10% (週休日等) 6,000円 (週休日等) 3,000円	異なる	(国の制度) 俸給の特別調整額 の区分に応じて支 給 6,000~18,000円 (6時間を超える 場合は5割増) 平日深夜について は3,000~6,000円	-	-
寒冷地手当	世帯主 (扶養あり) 131,900円 世帯主 (扶養なし) 72,900円 その他の職員 51,700円	同じ		21,892 千円	91,599 円
I			<u> </u>		

(6) 特別職の給与の状況 (平成31年4月1日現在)

(0	(6) 特別職の相子の状況 (十成51年4月1日現在)				
	区		分	給料月額等	
給	町		長	740, 000 円	
	副	町	長	610,000 円	
料	教	育	長	560, 000 円	
報	議		長	300, 000 円	
	副	議	長	235, 000 円	
酬	議		員	188, 000 円	
	町		長		
期	副	町	長	(30年度支給割合)	4.45 月分
末	教	育	長		
手	議		長		
当	副	議	長	(30年度支給割合)	4.45 月分
	議		員		
退				(算定方式)	(支給時期)
職	町		長	退職日における給料月額×在職年数×5.126	任期毎
手	副	町	長	退職日における給料月額×在職年数×3.234	任期毎
当	教	育	長	退職日における給料月額×在職年数×2.838	任期毎

(7) 職員のその他の給与に関する情報(給料の削減等) 特になし

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(平成31年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間	週休日
38時間45分	8時35分	17時05分	12時~12時45分	土曜日・日曜日

- 1 表中「1週間の勤務時間」は地方公務員法第24条第6項の規定に基づき条例で定めた職員の勤務時間である。
- 2 子どもセンター、特別養護老人ホーム、国保病院等、役場庁舎以外ではこれと異なる勤務形態がある。

(2) 職員の年次有給休暇の取得状況(平成30年1月1日~平成30年12月31日)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
7,643日	2,468日	199人	12.40日	32. 3%

(3) 職員の時間外勤務の状況(平成30年度実績、全職員(夜勤・代休除く))

() 10056 - 11111 - 20100 - 101	
月別	時間外勤務時間数(時間)
4月	3, 166
5月	3, 155
6月	2, 692
7月	2, 389
8月	2, 170
9月	2, 342
1 0 月	2, 558
1 1 月	3, 122
1 2 月	2, 625
1月	2, 699
2月	2, 908
3月	3, 550
合計	33, 376
職員1人当たり年間平均	161. 24

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限の件数(平成30年度)

(1) 蝦貝の方限の件数(平成30年度)						
処分事由	地方公務員法	免職	休職	合計		
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0		0		
心身の故障の場合	第28条第1項第1号及び同条第2項第1号	0	3	3		
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0		0		
職制、定数の改廃、予算の減少によ り廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0		0		
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号		0	0		
条例で定める事由による場合	第27条第2項		0	0		
<u>.</u> 合 計			3	3		

⁽注)職員のうち地方公務員法に基づき分限処分に付された職員の状況であり、当該年度において同一の職員が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

(2) 職員の懲戒の件数(平成30年度)

処分事由	地方公務員法	免職	免職	免職	休職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務 を怠った場合		0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくな い非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0

⁽注)職員のうち地方公務員法に基づき懲戒処分に付された職員の状況であり、当該年度において同一の職員が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、重複して計上している。

5 職員の服務の状況

(1) 営利企業等の従事の許可の件数(平成30年度)

				•
	区	分	申請件数	許可件数
営利企業の従事の許可申請		19	19	

⁽注)地方公務員法第38条の規定に基づく営利企業等の従事の許可の状況である。

6 職員の服務の状況

(1) 職員研修の実施状況(平成30年度)

研修の名称 (派遣先等)	研修の内容	対 象 者	実施回数	修了者
北海道市町村職員研修センター	防災・減災対策、文章能力作成向 上、税務事務(基礎)、法令事務 (基礎)、法令事務(応用)、地 方自治法(第2回)	全職員	6回	6人
市町村アカデミー	管理職を目指すステップアップ講 座	全職員	1回	1人
十勝町村会主催研修	面接官研修	全職員	1回	1人
十勝町村会主催研修	法務基礎	全職員	1回	5人
十勝町村会主催研修	研修講師フォローアップ研修	講師名簿登録職員	1回	1人
十勝管内市町村新規採用職員基礎 研修	新規採用職員基礎研修	採用1年目の職員	1回	7人
十勝管内市町村初級職員研修	初級職員研修	採用2年目の職員	1回	6人
十勝管内市町村中級職員研修	中級職員研修 採用5年目の		2回	6人
十勝定住自立圏広域研修	接遇研修、管理職員研修、監督職員研修、マニュアル作成研修、町立ミナー「仕事の進め方研修」、事業計画・推進力研修、自律型人材育成研修、OJT研修、職場加大ない軸研修、OJT研修、職場風土改善研修、特別研修「広場」が開発」、民法研修、特別研修「広場力研修」が開発」がある。 「大力では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	全職員	18回	4 1人
労働安全衛生委員会主催研修	メンタルヘルス研修	全職員	1回	25人
新規採用職員町内視察研修	町内視察	採用1年目の職員	1回	8人
物販研修	東京都及び札幌市でのイベントに て物販及び町のPR	20代~30代前半 の職員	2回	2人
町独自研修(講師招聘)	ハラスメント防止研修	全職員	2回	5 1人

(2) 職員の勤務成績の評定の状況(平成30年度) 該当無し

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の厚生制度の状況(平成30年度)

区 分	内 容	実 施 状 況
職員の保健に関すること	1 扇 目 惟 伊 珍 析	総合健診の実施、定期健康診断の実施、 特殊健康診断の実施
職員の元気回復に関すること	未実施	
その他職員の厚生に関すること	未実施	
職員互助会に関すること	名称:足寄町職員互助会	レクレーション活動助成等

(注) 地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況。

(2) 職員の公務災害補償の状況(平成30年度)

①公務災害

受理件数	認定	件数	取り下げ件数
	公務災害該当	公務災害非該当	
2	1	1	-

②通勤災害

受理件数	認定	件数	取り下げ件数
	公務災害該当	公務災害非該当	
-	-	_	-

8 **勤務条件に関する措置の要求の状況** (平成30年度)

該当なし

9 不利益処分に関する不服申立ての状況 (平成30年度)

該当なし